

平成24年12月18日

意見書

少年犯罪被害当事者の会

私たちの会「少年犯罪被害当事者の会」は平成9年12月に結成しました。子どもを理不尽な少年の暴力によって殺された親たちを中心に一切の団体や宗教等にとらわれることなく、当事者の立場で純粋に少年法の改正を訴えてきました。

私たちの願いは、私たちの子供が味わったような悲劇を繰り返さないようにする事、そして、子どもたちをこれ以上被害者にも加害者にもしない事です。

- 1 今回の諮問では、検察官関与について、その範囲が長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものに拡大することが検討の対象とされています。現行法に比較してかなりの範囲の事件が検察官関与の対象となることとなります。事実認定をしっかりといただくことは私たち被害者にとって不可欠なことであり、それは基本的にどのような種類の被害でも変わりはありませんから、被害者から見れば1歩前進にまちがいありません。

私たちは従来、国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大について反対していません。身柄を拘束された少年に付添人をつけるのは、その少年の言い分をきちんと聞くために必要でしょう。私たち被害者は少年の言い分を聞かずに審判をしてほしいなどと言うつもりは全くありません。しかし、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大すると、審判の構造としては少年側の人間が1人増えるということにほかなりません。しかも弁護士という専門的な立場の人です。これは私たち被害者から見れば、審判が現行の審判と比較して、さらに少年側の人間のみによって構成されるということです。私たち被害者はこれまでも少年の主張だけを聞いて行われる審判に大きな不信感を抱いてきました。国選付添人対象事件の範囲の拡大は私たちの不信感をさらに大きくするものです。審判は公正に行われる必要があるのは明かです。元々、少年が何をしたのかを明かにする手続きに少年側の人間しか出席しないという制度は事実誤認を引き起こす危険が大きいものでした。今回の国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大はその危険を増大するものです。そのような事態を避けるため、国選付添人制度の対象事件の範囲が拡大されるのであれば、付添人がつけられた事件について的事实認定には検察官関与が必要と考えます。

- 2 今回の審議対象は検察官関与の範囲の長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪への拡大です。これが1歩前進であることは上記の通りです。でも、私たちが従来主張してきたこととは必ずしも一致しません。私たちは事実認定の重要性を繰り返し訴えてきました。逆送されるか否かで事実認定の手続きに大差があるわけですが、現行法では家裁の裁量で逆送か否かが決められるわけです。このような不合理をなくし、被害者あ

るいは一般国民の審判への信頼を回復するために、家裁の審判においても、少なくとも被害者が死亡したり重傷を負ったりした一定の重大事件については、自白事件も含め検察官関与を、家裁の裁量ではなく、原則としてほしいと主張してきたのです。

でも、残念ながら、今回の諮問には入りませんでした。私たちは繰り返し述べているように少年法の理念を否定するつもりはありません。ただし、少年を保護・教育して更生させる・健全育成するというのなら、本当に更生させることのできる制度にする必要があると思っています。現在の少年法制は、理念としてかかげるものを実際に実現できる制度になっておらず、きわめて中途半端な制度です。更生の大前提となるのが適正な事実認定です。事実認定をいい加減にして良いとする理由はどこにもないでしょう。特に人を殺したり傷つけたりした重大事件においては、何をおいても事実を明らかにすることが不可欠です。事件の真相を明らかにする。それは事件を起こした少年に対していかなる処分が必要かを考えるにあたって必要不可欠なはずですし、被害者の名誉回復や尊厳の維持にも重要なことなのです。何度も申し上げているように、不十分な事実認定は少年の更生にもつながらないばかりか、反する結果にもなるでしょう。私たち被害者は繰り返し申し上げているとおり、これまで不十分な事実認定のままで行われている少年審判を全く信用してきませんでした。少年に甘いという単純な理由からではありません。きちんと事実認定をしないままで行われる少年審判の後にはいったい何がおきるのでしょうか。少年は本当に反省できるのでしょうか。厳密な事実認定を行わない現行制度のもとで、私たち大人は少年に本当に更生できる環境を与えられているのでしょうか。実際にこういう事件がありました。

13歳の長女を15歳の少年に殺された母親は、少年審判での不十分な事実認定と少年の主張にどうしても納得できず、少年が社会復帰してきた後で民事調停を起こしました。被害者の母親が民事調停で直接加害少年から聞いた事実は、審判で認定された事実とは全く異なるものでした。審判では被害者自身が、殺された建物に少年を誘いこんだとされていた上、殺害の動機も被害者の言葉にかっとなって、とっさにその場に落ちていた布を拾って首を絞めて殺害したと認定されていましたが、民事調停での少年の自白で、実際には少年が被害者を建物内に誘いこみ、用意していった布で首を絞めて殺害していたことがわかったのです。被害者の母親には審判に対する強い不信感が残りました。検察官不在の審判で、加害者側の言い分だけが通ったため、逆送にもならなかったと感じています。調停を起こさなければ分からなかった事実はほかにもあり、理不尽さを感じています。

現在の審判では、このように少年のうそが通ってしまう現実があります。それが少年の更生にとってマイナスであることはあきらかです。社会ではうそは通用しないという基本ルールを少年に教える義務が大人にはあります。厳密な事実認定は被害者のみのためではありません。少年の更生を目的とする少年法の理念のもとにおいても不可欠な

ずです。

また、大津での少年のいじめ自殺を発端に、現在いじめ問題がメディアに大きくとりあげられています。いじめは犯罪です。それでもこれまで多くの事件で真相が明らかにされてきませんでした。学校もいじめた側の親もいじめと認識していなかったとか、いじめは存在しなかったとかの繰り返しでした。でも今やっと「大変なことが起きた。それをうやむやにするのではなく、本当は何が起きていたのかを明らかにし、再発を防止する必要がある」という動きが出てきているのだと思います。いじめた側が実際に逮捕されたケースの報道もされています。まさに少年事件なのです。事実を明らかにすることが再発の防止に不可欠だということはいじめの例を見ても明らかでしょう。少なくとも、被害者に死傷の結果を生じたような重大事件などでは、自白事件を含め、対審できちんと事実認定をする必要があると思います。そのような重大事件において、きちんと事実認定されないということのほうが、そもそもおかしいのです。少年審判も国の制度である以上、国民の信頼の上で行われるものでなければなりません。現在の少年審判は、被害者のみでなく国民の信頼を得られる制度になっているのでしょうか。少年の健全育成を掲げる少年法のもとで、現在の制度が本当に少年の更生を実現できる制度になっているのであれば、国民の納得も得られるでしょう。本当にそうになっているのか検討していく必要があると思っています。

- 3 適切な事実認定が必要だとしても、必ずしも検察官関与は必要ないという意見もあります。検察官関与に反対する意見です。検察官が審判に出席すると、少年が萎縮して話せなくなるとか、和やかに行われるべき審判制度に反する等の理由が常にあげられます。でも、逆送された事件で実際に少年が何も話せなかったという例が何件あったのでしょうか。実際には刑事法廷においてさえ、きちんと話せる少年がほとんどだと思うのです。検察官が関与したからといって、直ちに審判が和やかでなくなるということにもならないと思います。そもそも重大事件を起こした審判の場なのです。本来厳しい場であるはずなのです。ただし、私たちは厳しい言葉で少年を問いつめて欲しいなどと言っているわけではありません。少年であることに配慮した質問のしかたというものもあるはずです。和やかにという意味はそういうことではないのでしょうか。

今回の諮問では、私たち被害者の上記のような主張はとりあげただけませんでした。時間が必要だし、各方面からの議論も必要なのだと思います。でも、私たち被害者は今回の改正についてもまた見直しをしていただき、私たちの主張について再度検討していただく機会を作っていただきたいと思っています。

私たちの苦しみ悲しみは、一生変わりません。でも、国として私たちにも加害者と同様の権利を与えてくれたなら、それが、私たちが自分達の力で前を見ながら生きていく力になるでしょう。